

賠償のご案内

● 墓地区画の所在地がわかる書類

[墓地の区分ごとの所在地確認のための書類一覧]

墓地の区分に応じて、墓地区画の所在地が確認できる書類を墓地区画ごとに1つご準備ください。

墓地の区分 墓地のタイプを①～④からご選択			
①寺院・民営 ・公営墓地	②村落・共同墓地	③個人墓地 (ご自身以外の土地)	④個人墓地 (ご自身の土地)
いずれか1つ	いずれか1つ	いずれか1つ	いずれか1つ
埋蔵証明書(原本) (寺院さま、霊園管理者さま、自治体さま)	所在地が確認できる書類 埋蔵証明書、永代使用許可書、 管理組合規程・約款など ^{※1} (管理組合さま)	土地使用者確認書^{※1} (土地所有者さま)	課税明細書^{※1}※3(原本) (自治体さま)
または	または	または	または
永代使用許可書^{※1}(コピー) (寺院さま、霊園管理者さま、自治体さま)	組合看板の写真^{※2} (ご請求者さまにてご撮影)	使用貸借契約書(コピー) (土地所有者さま)	不動産登記簿^{※2}※3 (法務局さま)
または			
墓地使用証明書^{※2} (寺院さま、霊園管理者さま、自治体さま)			
^{※1} 墓地区画の所在地の記載が無い場合は、パンフレットやホームページの写しをあわせてご提出ください。 ^{※2} 当社書式となります。	^{※1} すでにお手元にある場合で墓地名称がわかるものおよび所在地記載のあるページのみ(コピー)をご提出ください。 ^{※2} 名称および所在地がわかる立看板等の写真(原本)をご提出ください。	^{※1} 当社書式となります。	^{※1} 平成22年度以降のものをご提出ください。他の賠償のご請求の際、課税明細書を弊社にご提出いただいている場合には、再度ご提出いただく必要はございません。 ^{※2} 弊社にて取得いたします。(ご提出いただく必要はございません)ただし、相続未登記の場合等、ご請求者さまご本人が登記名義人ではない場合は、課税明細書を請求書にてご選択ください。 ^{※3} 課税地目、登記地目が「墓地」である必要はございません。

各書類名の()は書類の発行者さまを表します

墓地の区分が①、②、③の場合で、上記の書類をいずれもご準備できない方は、次ページをご参照の上、書類のご提出をお願いします。

墓地の区分が①、②、③の場合で、前ページの書類をいずれもご準備できない方は、平成23年3月11日以前に墓地区画の所在する市町村に、ご請求者さまご本人が居住されていたこと、もしくはご請求者さまのご親族の方が居住されていたことのいずれかが証明できる書類を墓地区画ごとにご提出ください。*

※ 同一市町村内で2区画以上ご請求される場合は、2区画目以降はコピーされた書類を台紙に貼付してご提出ください。

ご請求者さまご本人が居住されていたことで、墓地区画の所在地をご証明いただける場合	ご請求者さまのご親族の方が居住されていたことで、墓地区画の所在地をご証明いただける場合
<p style="text-align: center;"><u>いずれか1つ</u>^{※1}</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">住民票の写し^{※2} (原本) (自治体さま)</p> </div> <p style="text-align: center;">または</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">住民票の除票^{※3} (原本) (前住所の自治体さま)</p> </div> <p style="text-align: center;">または</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">戸籍の附票^{※4} (原本) (本籍の所在する自治体さま)</p> </div>	<p style="text-align: center;"><u>以下のⅠ. およびⅡ. の両方をご提出ください</u></p> <p>Ⅰ. ご請求者さまとご親族の方が親族関係にあることを証明する書類</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">ご請求者さまの戸籍謄本 (全部事項証明) (原本) (本籍の所在する自治体さま)</p> </div> <p style="text-align: center;">および</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">ご親族の方の戸籍謄本 (全部事項証明) (原本)^{※5} (本籍の所在する自治体さま)</p> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">※5 墓地区画の所在する市町村に居住されていたご親族の方が故人の場合も含まれます。</p>
<p>※1 他の賠償のご請求の際に、ご請求者さまが墓地区画の所在する市町村に居住されていたことを証明する書類を弊社にご提出いただいている場合には、上記のいずれもご提出の必要はございません。</p> <p>※2 現在および前住所が墓地区画の所在する市町村であることをご証明いただけます。</p> <p>※3 前々住所が墓地区画の所在する市町村であることをご証明いただけます。(ご転出後、5年を超えると自治体さまから除票を受けとれない場合がございます)</p> <p>※4 戸籍の移動がない限り、その間の住所履歴が記載されています。また、戸籍の移動があった場合には、戸籍の除附票(以前に本籍を置いていた自治体さまが発行)でご証明いただけます。</p>	<p>Ⅱ. ご親族の方が過去に居住されていたことを証明する書類</p> <p style="text-align: center;"><u>いずれか1つ</u>^{※6}</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">住民票の写し^{※7} (原本) (自治体さま)</p> </div> <p style="text-align: center;">または</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">住民票の除票^{※8} (原本) (前住所の自治体さま)</p> </div> <p style="text-align: center;">または</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">戸籍の附票^{※9} (原本) (本籍の所在する自治体さま)</p> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">※6 他の賠償のご請求の際に、ご親族の方が墓地区画の所在する市町村に居住されていたことを証明する書類を弊社にご提出いただいている場合には、左記のいずれもご提出の必要はございません。この場合、ご親族の方のお申し出番号を請求書にご記入ください。</p> <p>※7 左記※2をご参照ください。</p> <p>※8 左記※3をご参照ください。</p> <p>※9 左記※4をご参照ください。</p>